

広告に関する規制

法律で定められた事項以外は、原則として広告できません。

【あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第7条第1項】

- 1 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- 2 第1条に規定する業務の種類(あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゆう)
- 3 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 4 施術日又は施術時間
- 5 その他厚生労働大臣が指定する事項
(平成11厚告69)
 - ① もみりようじ
 - ② やいと、えつ
 - ③ 小児鍼(はり)
 - ④ 医療保険療養費支給申請ができる旨(申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。)
 - ⑤ 予約に基づく施術の実施
 - ⑥ 休日又は夜間における施術の実施
 - ⑦ 出張による施術の実施
 - ⑧ 駐車設備に関する事項

★ 広告可能な事項を広告する場合にも、その内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。

【柔道整復師法第24条第1項】

- 1 柔道整復師である旨並びに施術者の氏名及び住所
- 2 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 3 施術日又は施術時間
- 4 その他厚生労働大臣が指定する事項
(平成11厚告70)
 - ① ほねつぎ(又は接骨)
 - ② 医療保険療養費支給申請ができる旨(脱臼又は骨折の患部施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。)
 - ③ 予約に基づく施術の実施
 - ④ 休日又は夜間における施術の実施
 - ⑤ 出張による施術の実施
 - ⑥ 駐車設備に関する事項

★ 広告可能な事項を広告する場合においても、その内容は、柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。